

群馬県公契約条例（仮称）に関する提出された意見の概要及び意見に対する考え方について

No.	項目	意見の概要	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無
1	第3条（基本理念）第4項	パブリックコメントに示された資料では「社会的価値の実現に資する取組」が曖昧。具体的な指標や評価方法を明示していただけると、県と事業者の協働がより進むと考えます。	県では既に入札参加資格の格付審査や総合評価方式において、障害者雇用、環境配慮、男女共同参画など、県政の課題解決に資する事業者の取組を評価する仕組みを運用しています。 具体的な指標・評価方法は審査要領等でお示しした上で、事業者の皆様が自社の取組を適正に申請し、県の評価に反映できるよう引き続き運用してまいります。	無
2	第4条（県の責務）	県の責務は「〇〇に努める」などの努力義務が多く、強制力が弱く感じる。実効性が条例レベルで担保されておらず、条例としての拘束力が弱いのでは？と感じる。やっただけ、ガス抜きと感じてしまう。	緊急事態対応時のように契約の締結に迅速・柔軟な対応が求められる事態を想定し、一部の県の責務を努力義務としました。 なお、条例の実効性については、取組方針の策定、労働環境報告書制度、意見聴取の場の設置等により確保してまいります。	無
3	第4条（県の責務）第2項	予定価格の適切な積算とあるが、適切な積算できる人確保してあるのか疑問に思う事がある。もし完全にできる人がいなければ県職員としてやれる人を早急に確保すべき。物価高で工事費が途中で上げざるをえない場面も出てくると思うが、チェック機能強化すべき。	予定価格の算定にあたっては、国の積算単価情報や市場価格の動向を適切に踏まえ、積算の精度を確保してまいります。 また、契約後に市場価格等が変動した場合には、条例第4条第2項の規定に基づき、事業者と協議のうえ、必要に応じて契約変更などの適切な措置を講じてまいります。	無
4	第5条（事業者の責務）第3項	下請契約は適正な見積りに基づき平等な立場で更正に締結する。 下請負的業者は元請業者に気をつかい、対等な立場で公正に締結するという事がかなりむずかしいともいわれ、つい泣き寝入りする事も聞いている。チェックを強固にやるべき。	元請事業者と県が契約を締結する際、下請契約の適正化に関する責務を周知し、対等な立場での公正な契約締結を徹底します。 また、下請事業者から不適正な契約に関する情報を把握した場合は、関係機関に情報提供するなど、適切に対応してまいります。	無

5	第5条（事業者の責務）第3項	下請契約の適正化は書いてあるが、実際にどう監視・是正するのかが書かれていない。	No.4の回答のとおり	無
6	第6条（取組方針の策定）	取組方針が現時点で示されていないため実効性が見えない。	取組方針は条例の施行までの間に県庁HP等を通じてお示しします。条例施行後も有識者からの意見や施行状況を踏まえて随時更新します。	無
7	第7条（労働環境整備の確認のための措置） 群馬県公契約条例（仮称）施行規則	労働環境報告書の対象が大規模な契約に限られ、実効性が弱い。	他の自治体の事例や群馬県の年間契約実績等を参考に、事業規模に応じた施工体系の特性や報告業務の増加に伴う事業者の負担等を勘案し、基準を設定しました。	無
8	第9条（指定管理制度における取扱い）	指定管理者は県の公共サービスの大きな部分を担うのに、条例の直接対象外である。「準じた取扱い」ではなく明確に対象にすべきではないか。	公の施設の管理に係る指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき行われるもので「契約」ではないことから、条例の直接の対象にはなりません。が、条例の趣旨を踏まえ、指定管理者制度の運用を行うものとしします。	無

9	その他	社労士による「労働条件審査」をご提案します。	ご意見として承りました。	無
10	その他	<p>○理念条例ではなく、賃金・労働報酬下限設定を盛り込んだ公契約条例とすること。</p> <p>○「群馬県公契約条例（仮称）施行規則素案」については、賃金・労働報酬下限設定を盛り込んだ公契約条例とすることをふまえ、全面的な見直しを行うこと。</p>	<p>賃金・労働報酬は、労働者・使用者間の合意と労働者の経験や技能など様々な要因により決定されるべきものであるため、条例で一律に定めるものではないと考えます。</p> <p>一方、公契約条例で事業者の責務として最低賃金法をはじめとする労働関連法令の遵守を明記しており、事業者は当然に公契約従事者に対して最低賃金法で定める最低賃金以上の支払が義務付けられますので、賃金・労働報酬下限額は設定しません。</p>	無
11	その他	<p>○賃金・労働報酬下限設定を盛り込んだ公契約条例とするためには、条文の全面改定が必要であり、制定のスケジュールを見直して2026（令和8）年度での議決・公布とすること。</p> <p>○「群馬県公契約条例（仮称）施行規則素案」については、上記1. をふまえて全面的に見直すこと。ただし、今回の素案のまま条例案とするのであれば、第2条の対象となる契約に関し、工事については「予定価格5,000万円以上」、工事以外については業務委託及び指定管理協定全般を対象とし「予定価格1,000万円以上」とすること。</p>	<p>（前半）No.10の回答のとおり （後半）No.7の回答のとおり</p>	無